

# 技能労働者の雇用労働条件 に関する調査報告書

平成20年3月

社団法人 建設産業専門団体連合会

## はじめに

米国の信用力の低い個人住宅融資（サブプライムローン）問題が世界経済を揺るがしている。金融市場の混乱を背景に投機マネーが現物商品市場に流入し、世界全体の实体经济に影響を及ぼしている。加えて、新興国（BRICs）経済の台頭も相まって、資源や食糧などの獲得競争が世界規模で激化し、国際商品価格の上昇を招いている。

日本経済は、「いざなぎ景気」を超えて景気拡大が続いている。自動車など輸出関連業界に牽引されて景気拡大が続いてきたが、米国景気の減速、国際商品価格の上昇、国内での個人消費の低迷などにより、景況としては不透明感が広がっている。

我が国は、少子高齢化社会を迎え、総人口も減少する時代に突入している。厚生労働省によれば、日本の2030年の労働力人口は2006年に比べ1,070万人減少すると推計し、経済成長の大きな制約要因になるとしている。政府は、人口減少社会を迎える中で成長力を強化し経済成長を維持させることが喫緊の課題として「成長力加速プログラム」を取りまとめ、今後5年間で労働生産性を5割増にすることを目指している。

建設投資は、ピーク時の約6割の水準まで減少している。建設業界の過剰供給構造や入札契約制度の変化などを受け、公共工事・民間工事を問わずダンピングが続いている。ダンピングは、建設生産物の品質確保に支障を及ぼすほか、下請業者や技能労働者へしわ寄せされており、必要以上の重層下請構造と技能労働者の労働条件の悪化を招いている。技能労働者の高齢化が進展する中で、若年者の入職が減少し定着率も低下している。技術・技能力の承継が困難になり建設生産システムに支障を及ぼすことが懸念される。

（社）建設産業専門団体連合会は、技能労働者が夢と希望を持って生涯を託せる魅力ある建設産業を目指して、技能労働者の雇用労働条件の改善に向けた調査研究を行うため、労働環境改善委員会（委員長・蟹澤宏剛芝浦工業大学准教授）を設置し、賃金の改善、労働時間の短縮、労働生産性の向上などの検討を行うとともに、建設技能労働者に関するアンケート調査を行なった。今回、それらの結果を報告書に取りまとめました。

技能労働者の確保・育成並びに処遇改善に向けて、全ての建設産業関係者が本報告書を広くご活用下さることに期待申し上げます。

平成20年3月

社団法人 建設産業専門団体連合会  
会長 才賀清二郎

## 目 次

### 第1章 環境の変化

1. 経済社会の変化	1
(1) 経済社会の動向	1
(2) 人口の減少	1
(3) 政府の動向	2
(4) 国民の要請	2
2. 建設産業を巡る環境の変化	2
(1) 建設市場の動向	2
(2) 建設業者数、就業者数の動向	3
(3) 競争環境の変化	3
(4) 建設生産システムの変化	4
(5) 入札契約制度の変化	4
(6) 産業構造の変化	5
(7) 労働環境の変化	5

### 第2章 技能労働者を巡る現状と課題

1. 技能労働者を巡る現状	6
(1) 技能労働者の動向	6
(2) 雇用労働条件の動向	7
(3) 職場環境の動向	7
2. 技能労働者を巡る課題	8
(1) 人材の確保・育成	8
(2) 技術・技能の承継	8
(3) 技能労働者の資質低下	9
3. 実態調査の概要	9
(1) アンケート調査結果	9
(2) 既往実態調査結果	11

### 第3章 雇用労働条件の改善に向けて

1. 建設産業関係者の対応	12
(1) 専門工事業者の対応	12
(2) 総合工事業者の対応	13
(3) 行政（許可行政庁、発注者）の対応	14

(4) 民間事業者の対応	16
(5) コンプライアンスの徹底	16
2. 賃金改善に向けた提案	18
(1) 諸経費動向調査の改善	18
(2) 工種別積算歩掛の改善	19
(3) 適正価格・適正工期の発注促進	19
(4) 新潟県における試行工事	20
3. 労働時間短縮に向けた提案	20
(1) 中央システム協議会の「行動計画」の徹底	20
(2) 国土交通省の「労働時間短縮推進要綱」の徹底	21
(3) 民間工事における工期設定	22
4. 労働生産性向上に向けた提案	22
(1) 施工会議の設置・運営	23
(2) 技術開発・創意工夫の促進	23
(3) 機械化施工・IT化の促進	24
(4) 所定内労働時間の有効活用	25
(5) 問題発生に対する迅速な対応	25
(6) 書類作成の簡略化	25
(7) 設計者との事前協議	26
5. 技能労働者の社会的評価に向けた提案	26
6. 専門家委員の参考意見	29
資料—1 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移	39
資料—2 労働力人口の見通し	40
資料—3 職業別建設業就業者数の推移	41
資料—4 建設業就業者の年齢階層別構成比の推移	42
資料—5 建設業における入職・離職状況	43
資料—6 年間総労働時間の推移、年間賃金総支給額の推移	44
資料—7 産業別労働生産性の推移	45
資料—8 新潟県の地域保全型工事（Bタイプ）の概要	46
資料—9 専門工事審査型総合評価方式の概要	50
委員会名簿	51
建設技能労働者に関するアンケート調査結果	52

2. アンケート調査の概要	52
(1) 調査方法	52
(2) 調査項目	52
(3) 調査票の配付・回収	53
3. アンケート調査結果	54
3. 1 回答会社の状況	54
3. 2 会社の技能労働者について	57
(1) 現在の技能労働者数	57
(2) 技能労働者の年代、勤続年数及び最終学歴	63
3. 3 技能労働者の雇用・労働条件等について	67
(1) 雇用契約書、賃金台帳	67
(2) 就業規則、給与規程	71
(3) 退職金規程	74
(4) 人事評価制度・基準	76
(5) 年収	85
(6) 賃金等に含まれる諸手当	92
(7) 賃金等の支払い方法	96
(8) 賃金等を決定する要因	99
(9) 賃金等とは別に会社が負担（支給）している費用	105
(10) 社会保険の加入状況	111
(11) 労働保険の加入状況	118
(12) 建退共制度の加入状況	125
(13) その他の法定外福利厚生制度の加入状況	127
(14) 労働時間	129
(15) 休暇制度	138
(16) 週 40 時間労働制（法定労働時間）への取組み	140
(17) 現場の工期及び休日の設定	150
(18) 休暇取得に関する公共工事と民間工事の違い	152
3. 4 技能労働者の確保・育成について	155
(1) 技能労働者の過不足状況	155
(2) 技能労働者不足の原因、問題、対策	157
(3) 若年技能労働者の確保	163
(4) 高齢の技能労働者、女性の技能労働者の雇用	167
(5) 外国人研修生・実習生の受入れ	177
(6) 技能労働者を確保する長期的対策	181
(7) 教育訓練	183

(8) 資格取得の支援	188
3. 5 技能労働者の労働生産性について	194
(1) 手待ち・手戻り等と労働生産性	194
(2) 現場の労働生産性を高める方策	197
3. 6 調査結果のまとめ	200
(1) 調査結果の総括	200
(2) 会社の技能労働者について	202
(3) 技能労働者の雇用・労働条件等について	202
(4) 技能労働者の確保・育成について	207
(5) 技能労働者の労働生産性について	210
参考資料	211
資料 1 建設技能労働者に関するアンケート調査（調査票）	213
資料 2 アンケート調査記述回答	225
問 5 退職金規程の概要	225
問 6(1) 人事評価制度の概要	229
問 6(2) 昇給基準の概要	231
問 6(3) 昇進基準の概要	234
問 6(4) 表彰基準の概要	236
問 8-1 役職手当等の名称	241
問 8-2 資格手当等の名称	245
問 9 賃金の支払方法【その他記述】	249
問 10 賃金等を決定する要因【その他記述】	250
問 11 賃金とは別に会社が負担している費用【その他記述】	251
問 15 その他加入している法定外福利厚生制度の名称	252
問 17 (1) 土曜休暇制度【その他記述】	257
問 17 (2) 年間休暇制度【その他記述】	258
問 18 (3)-1 週 40 時間労働制に向けて実施中の取組み【その他記述】	259
問 18 (3)-2 週 40 時間労働制に向けて実施予定の取組み【その他記述】	259
問 18 (4) 労働時間短縮のために行うべき事項	260
問 19 (2) 現場の休日設定【その他記述】	261
問 20 (1) 休暇を多く取得しやすい理由【その他記述】	261
問 20 (2) 「公共工事週休 2 日・現場閉所モデル工事」の工事種別【その他記述】	261
問 22 (1) 技能労働者不足の主な原因【その他記述】	262
問 22 (2) 技能労働者不足で起きた問題【その他記述】	262
問 22 (3) 技能労働者不足に対する当面の対策【その他記述】	263

問 23 (1) 若年技能労働者の確保のために行っていること【その他記述】	263
問 23 (3) 教育訓練機関と連携して実施している取組み	264
問 24 (2) 女性の技能労働者の採用についての考え【その他記述】	265
問 24 (3) 高齢者や女性の雇用促進のため必要なこと	266
問 25 (3) 今後の外国人研修生・実習生の受け入れについての考え【その他記述】	268
問 26 技能労働者を確保する長期的対策【その他記述】	268
問 27 (2) 教育訓練に関して活用している助成金【その他記述】	268
問 27 (3) 活用している教育訓練施設【その他記述】	269
問 28-1 取得を支援している資格の名称	270
問 28-2 資格取得後の処遇【その他記述】	277
問 29 (1) 比較的多く発生している手待ち・手戻り【その他記述】	277
問 29 (3) 生産性向上のための取組み・心掛け	278
問 30 施工会議等が有効でないと思う理由	282

# 技能労働者が夢と希望を持って生涯を託せる

## 魅力ある建設産業を目指して

### 第1章 環境の変化

#### 1. 経済社会の変化

##### (1) 経済社会の動向

米国の信用力の低い個人住宅融資（サブプライムローン）問題が世界経済を揺るがしている。米国景気の減速や世界同時株安など、サブプライムローン問題による金融市場の混乱を背景に、投機マネーが現物商品市場に流入した結果、世界全体の实体经济に影響が波及している。加えて、中国、インド、ブラジルなど人口30億人を占める新興国（BRICs）経済の台頭も相まって、資源や食糧などの獲得競争が世界規模で激化し、国際商品価格の上昇を招いている。

日本経済は、戦後最長である「いざなぎ景気」を超えて景気拡大基調が続いている。自動車、デジタル家電、IT関連など輸出関連業界に牽引された形で景気拡大が続いてきたが、米国景気の減速感、資源や穀物などの国際商品価格の上昇、近年における円高などを受け輸出関連業界の活動が鈍化するとともに、国内での所得や雇用の伸び悩み、食品・ガソリンなどの価格上昇による個人消費の低迷などにより、景況としては足踏み状態になるなど不透明感が広がっている。

##### (2) 人口の減少

我が国は、世界に類を見ないスピードで少子高齢化社会を迎えており、総人口も減少する時代に突入している。厚生労働省によれば、人口減少が本格化する2030年に向けてのあるべき雇用・労働社会の姿として、人材こそ経済社会の発展の礎であるとの基本理念の下、安定の確保とキャリア形成、多様性と自律性の尊重、公正の確保といった要件が満たされるような、質の高い労働を提供できる社会の実現を目指すことにしている。仮にこのような雇用・労働社会が実現せず、2006年の労働力率と同水準で推移した場合（労働市場への参加が進まないケース）は、2006年の労働力人口と比較して、2030年で約1,070万人減少することが見込まれ、経済成長の大きな制約要因となることが懸念されるとしている。

今後においては、日本経済の好不況による若干の雇用調整はあるものの、中長期的にみれば雇用環境は一段と厳しくなっていくものと予測される。



### (3) 政府の動向

政府は、人口減少社会を迎える中で成長力を強化し経済成長を維持させることが喫緊の課題として、平成19年4月に「成長力加速プログラム」を取りまとめた。今後5年間で一人当たり成長力（労働生産性）を5割増にすることを目指している（過去10年間平均1.6%→平成23年度2.4%）。

このため、成長の基盤となる人材や中小企業への投資により成長力の底上げを図るとして「中小企業底上げ戦略」などを今後3年間で集中的に実施するとしている。具体的には、中小企業の生産性向上を通じて賃金の底上げを推進することとし、大企業の成長成果を中小企業にも波及させるため、下請取引の適正化などを図るものである。このため、ガイドラインを策定して遵守を指導するとともに、独占禁止法などによる取締強化を行うことにしている。

### (4) 国民の要請

日本における企業活動の中で、期限切れ食品の製造・販売、不良品の製造・販売、事故の隠蔽や不正報告など、あらゆる産業界で法令違反事件が発覚している。建設業界でも構造計算書偽装事件、建材耐火性能偽装事件、談合事件などが発生している。こうした法令違反行為は、建設業に対する国民の信用・信頼を失墜させるとともに、一度不祥事を起こした建設企業に大きなダメージを与えることになる。各企業にとって法令遵守は当然として、建設生産物に対する品質確保や談合廃絶などに対し国民から強い要請があるとともに、企業としての社会的責任（CSR）を果たしていくことが求められている。

## 2. 建設産業を巡る環境変化

### (1) 建設市場の動向

建設投資は、平成4年度の8.4兆円をピークに減少し、平成19年度には5.2兆円と推計され、ピーク時の約6割の水準まで減少している。特に公共投資は、平成7年度の3.5兆円をピークに平成19年度には1.7兆円と見込まれ、ピーク時の半分以下の水準まで落ち込んでいる。公共投資、土木投資が大きく減少する中で、民間投資、建築投資は一部地域で回復基調にあり、地域別にみると3大都市圏におけるシェアが拡大する一方、地方圏のシェアは低下している。また、新規投資が抑制される中で、既存施設の有効利用や長寿命化に対する社会的要請などを受けて、建設投資に占める維持・修繕などの割合が拡大している。

サブプライムローン問題や新興国経済の台頭などにより、金属やエネルギー資源等を巡って一段と過熱する資源争奪戦は、国際資源価格の高騰を招いている。鉄鉱石や石炭の価格はこの5年で2倍強に上昇し、原油価格も1バレル100ドルに迫っている。この影響から、日本国内において建設資材として使用されるH型鋼、異形棒鋼、

構造用合板、セメント、内装材などで価格が高騰している。

また、平成17年11月に発覚した構造計算書偽装事件を受けて建築基準法等が改正された。建築確認・検査の厳格化を柱にする改正建築基準法は平成19年6月に施行されたが、建築確認審査の遅れなどから同年7月以降の新設住宅着工戸数は対前年同月比で大幅に減少し、戸建住宅を除いて、改正法施行前と同程度の水準までには回復していない状態である。建築確認審査の遅れは国内総生産（GDP）や建設投資の減少に繋がるとともに、不動産業界、設計業界、建設業界などの実体経済に影響を及ぼしている。さらに、民間の調査機関によると、販売価格の高騰等により、昨年1年間で首都圏のマンション供給戸数が約18%減少していることが明らかとなり、建設業界を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

## (2) 建設業者数、就業者数の動向

建設業の許可業者数は、平成18年度末で約52万業者であり、平成11年度末の60万業者のピーク時に比べ約8万社減少している。この許可業者数は、建設投資のピークであった平成4年度末の許可業者数とほぼ同水準であり、この間における建設投資の急激な減少を踏まえれば、建設業は明らかに過剰供給構造にあるといえる。

建設業許可業者のうち、年間完成工事高が100万円以上ある業者は約27万業者であり、このうち建設業専業業者（総売上高に占める建設工事完成工事高比率が80%以上）は約23万業者である。経営事項審査受審業者約19万業者のうち、公共発注者から直接受注する元請業者は約8万業者である。また、民間工事プロパー業者は約8万業者である。なお、建設業許可業者の99%が資本金1億円未満であり、個人事業主を含め資本金1千万円未満が全体の58%を占めるなど、建設業者の大半は中小・零細企業で構成されている。

建設業就業者数は、平成19年で552万人であり、平成9年の685万人のピーク時に比べ130万人以上減少している。この就業者数は、建設投資のピークであった平成4年に比べ約1割減であるが、この間の建設投資の減少スピードはこれを上回るものであり、建設業就業者も過剰供給構造にあるといえる。しかし50歳以上の就業者が4割以上を占めるなど高齢化が進展している中で、建設業の将来に対する不安や少子化社会の到来などから若年者の入職が減少し、かつ定着率も低下している。こうした状況を踏まえ、将来的には優秀な技術・技能者が大幅に不足してくることが懸念される。

## (3) 競争環境の変化

課徴金算定率の大幅引上げ、課徴金減免制度の導入、犯則調査権限の導入などを柱とする改正独占禁止法(独禁法)が平成18年1月に施行された。さらに、談合など法令違反行為に対する違約金特約条項の適用、住民代表による損害賠償請求訴訟、企業経

営者個人に対する株主代表訴訟などを背景に、大手ゼネコンは平成17年12月に「脱談合宣言」を行った。この結果、近年では一般競争入札の拡大や建設業界の過剰供給構造も相まって価格競争が激化し、国・地方公共団体発注の公共工事を巡ってダンピングが急増している。また、民間建築工事でも民間事業者のコスト意識の高揚などから特命発注が減少し、安値受注が続いている。

こうしたダンピングは、建設生産物の品質確保に支障を及ぼすほか、下請業者や技能労働者へ不当にしわ寄せされており、建設業界の健全な発展を阻害する要因になるとともに、建設業全体の疲弊に繋がる懸念される。

#### (4) 建設生産システムの変化

建設産業の建設生産システムは、総合的管理監督機能を担う総合工事業者と直接施工機能を担う専門工事業者が、それぞれ対等の協力者として、その負うべき役割と責任を明確にし、分業関係を基本とするシステムになっている。

近年における元請業者の施工管理能力は、バブル崩壊に伴う技術職員のリストラ、団塊世代の大量退職、現場未経験若年技術者の増加、派遣技術者の活用などにより、依然に比べ大幅に低下している。一方、下請業者は元請業者からの要請に応えるように自主管理・責任施工体制を強化しており、一部の下請業者は元請業者に対して様々な技術提案ができるまで育ってきている。

こうした状態を受けて、現在の建設生産システムの中で元請業者と下請業者がそれぞれ負うべき役割と責任が曖昧になるとともに、契約締結に当たっては片務性が見られるなど不公正かつ不透明感が広がっている。

また、発注者の多様なニーズに合わせて従前の一括請負方式のほかに、CM・PM方式の活用、民間資金を活用したPFI事業の導入、分離・分割発注の推進など、近年においては多種・多様な建設生産システムが確立されている。

#### (5) 入札契約制度の変化

我が国の入札契約制度は、明治22年に制定した会計法により一般競争入札が導入された。しかし不良業者の参入等の問題が起こったため、明治33年に指名競争入札が導入され、近年までこの入札契約方式が運用の基本とされてきた。しかし平成5年に発覚した公共工事を巡る贈収賄事件を受けて、平成6年にはWTO政府調達協定に基づく大規模工事を対象に一般競争入札が採用されるなど、90年振りの大改革が実施された。合わせて中小規模工事を対象にした指名競争入札についても、公募型・工事希望型指名競争が導入されるなど改善が進められた。そのほか多様な入札契約方式として、技術提案型総合評価方式、入札時・契約後VE方式、設計施工一括方式などが試行されている。

現在、公共工事の入札契約に係る事務は、国にあっては会計法、地方公共団体にあ

っては地方自治法に基づいて行われている。しかし近年の公共工事入札契約を巡る不祥事は、公共発注者が誰であるかを問わず発生しているため、平成13年には透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底などを基本原則とする公共工事入札契約適正化法が施行され、全ての公共発注者に対して一律に義務付ける事項と、努力を促すための適正化指針の策定などが設けられた。

その後、国土交通省発注の橋梁談合事件や地方公共団体発注の官製談合事件などを踏まえ、その再発防止策として一般競争入札の拡大が行われたほか、平成17年4月に施行された公共工物品質確保法により、価格と品質で総合的に優れた調達を目指す総合評価落札方式の導入と拡充が行われている。

## (6) 産業構造の変化

建設投資が減少する中で建設業界は依然として過剰供給構造にある。近年の景気回復を背景に産業全体として利益率は上昇しているが、建設業における利益率は低水準で全産業平均利益率の半分程度にとどまり、その格差は拡大している。特に経営規模の小さい企業ほど利益率の低下が著しく、厳しい状態に直面している。こうした状況を踏まえ、建設業の倒産件数は、件数・負債金額とも高水準で推移し、全産業に占める建設業の倒産件数は約3割を占めており、依然として高水準にあるほか、改正建築基準法施行の影響によるものも見られる。地域別倒産件数は、地方部において35～40%と高い水準であり、九州、四国、東北、北陸の順に高くなっている。地方部では公共事業に依存する業者の割合が高く、近年における地方公共団体発注工事の激減に直結する形で倒産が急増しており、民間建築工事の割合が比較的に高い都市部との格差は拡大している。

また、近年における建設生産の高度化、複雑化等により、専門化・分業化が進行し外注比率も高くなっている。特に厳しい経営環境の中で、技能労働者の雇用に伴う社会保険・労働保険等の事業主負担を軽減するため労務外注も進んでおり、必要以上の重層下請構造を生む要因になっている。

## (7) 労働環境の変化

建設業界における過剰供給構造や近年の一般競争入札の拡大などを受けて価格一辺倒の競争になっており、ダンピングが横行するとともに平均落札率も低下している。ダンピングのしわ寄せ等により技能労働者の賃金は低下傾向にあり、製造業など他産業に比べ低い水準で推移している。技能労働者が日常生活を維持するために必要な賃金が確保できない状態が続いている。また、現場における労働時間についても製造業と比べ長い傾向にあり、かつ計画的な休暇取得も困難な状態にある。加えて、請負単価の下落に伴う重層下請構造の深化も技能労働者の労働条件の悪化を招く要因になっている。